

新型インフルエンザQ&Aについて

Q1 「インフルエンザ」とはどのような病気ですか。

A1 インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気のことです。

患者の咳・痰に含まれるウイルスを吸い込むことにより感染し、症状は、咳・鼻水・咽頭痛・発熱などいわゆる風邪と似ていますが、全身倦怠感・筋肉痛・高熱などもあり、風邪よりは重症となります。

Q2 「新型インフルエンザ」とはどのような病気ですか。

A2 これまでヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスがその性質を変え(変異し)ヒトへ感染するようになり、そしてまたヒトからヒトへ感染するようになると新型インフルエンザが出現することになります。

新型インフルエンザに対しては、全てのヒトが抵抗力(免疫)を持っていないため、世界的に大流行(パンデミック)し、人命や社会活動に多くの被害をもたらすことが心配されています。

ただし、新型インフルエンザが発生していない現段階では、新型インフルエンザウイルスがどのくらいの強い感染力をもつかについては、わかっていません。

Q3 「新型インフルエンザ」と「鳥インフルエンザ」はどのように関連しているのですか。

A3 インフルエンザウイルスは、元来水鳥(カモなど)の腸管の中で繁殖しています。この鳥インフルエンザウイルスは、通常ヒトに感染することはありませんが、近年東南アジア・中国等において稀にヒトに感染する高病原性鳥インフルエンザ発症事例が報告されており、新型インフルエンザ発生危険性が高まっているといわれています。

鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザになるには、2つの仕組みがあります。ひとつは、鳥インフルエンザウイルスがヒトや鳥類の体内で変異し、ヒトからヒトへ感染するウイルス(新型インフルエンザウイルス)になることです。

もうひとつは、ヒトやブタにヒトのインフルエンザウイルスと鳥インフルエンザウイルスが

同時に感染し、それぞれが混ざり合い、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザウイルスになることです。

Q4 「新型インフルエンザ」はどのようにしてヒトにうつるのですか。

A4 インフルエンザは、一般に患者の咳、痰などに含まれるウイルスを吸い込むことなどにより感染します。新型インフルエンザにあっても同様な感染経路になると考えられています。

Q5 「新型インフルエンザ」にかかるとどのような症状がでるのですか。

A5 高病原性鳥インフルエンザに感染した場合には、発熱・頭痛・咳・咽頭痛・筋肉痛などの症状を起し、一部においては重症化し、死亡者が出ています。

新型インフルエンザにおいても似たような症状が発生すると考えられています

A6 新型インフルエンザに対して予防効果のあるワクチンは、現時点ではありません。

A6 通常のインフルエンザの予防接種に用いられているワクチンは、インフルエンザの重症化予防に効果があるとされています。

ワクチンは、新型インフルエンザウイルスが確認されてから製造に取りかかるため、ウイルス確認から約6ヶ月経たないと完成しないとされています。

Q7 「新型インフルエンザ」に対する医療体制はどのようになっているのですか。

A7 新型インフルエンザ発生当初においては、県立奈良病院・県立三室病院・県立五條病院において外来診療を受け付けます。

Q8 「新型インフルエンザ」の治療法はどのようになっているのですか。

A8 インフルエンザの治療薬としては、抗インフルエンザウイルス薬（商品名：タミフル）が使用されています。新型インフルエンザに対しても現時点においては、有効性が期待されています。

タミフルは、インフルエンザの症状が出てから2日以内に服用すると有効とされています。

Q9 奈良県では抗インフルエンザウイルス薬（商品名：タミフル）は備蓄しているのですか。

A9 奈良県においては、新型インフルエンザ対策として、平成18・19年度の2カ年で1,180,000カプセル（11万8千人分）を備蓄する予定です。

現在、鳥インフルエンザ防疫従事者用等に2,400カプセル（240人分）を備蓄していますが、新型インフルエンザ対策用としての備蓄はしていません。

備蓄予定の抗インフルエンザウイルス薬は、新型インフルエンザが発生したときに、治療用として医療機関で利用されます。

Q10 「新型インフルエンザ」についての奈良県の対策はどのようになっているのですか。

A10 平成17年12月15日に新型インフルエンザ対策本部会議（本部長：知事）を開催し、奈良県新型インフルエンザ対策行動計画の策定及び全庁的な対応について確認を行いました。

今後、国が策定する各種ガイドラインにあわせ、必要な見直しを行う予定です。

Q11 奈良県における「新型インフルエンザ」に関する相談窓口はどのようになっているのですか

A11 新型インフルエンザについてのご相談については、下記保健所及び県健康増進課をお願いします。

名 称	住 所	電話番号
郡山保健所 健康増進課感染症係	大和郡山市植槻町 3-16	0743-53-2701
葛城保健所 健康増進課感染症係	大和高田市大中 98-4	0745-22-1701
桜井保健所 健康増進課感染症係	桜井市粟殿 1000	0744-43-3131
吉野保健所 健康増進課感染症係	下市町新住 15-3	0747-52-0551
内吉野保健所 地域生活課	五條市本町 3-1-13	0747-22-3051
奈良市保健所 保健予防課保健予防係	奈良市西木辻町 200-46	0742-23-6173
奈良県健康増進課感染症係	奈良市登大路町 30	0742-27-8658